

平成30年 第5回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

平成30年 第5回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成30年5月31日(木) 午後1時30分 閉 会 平成30年5月31日(木) 午後2時38分					
場 所	共和町役場 3階 委員会室					
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄	出席	11	高 橋 正 志	出席
	2	長 門 強	出席	12	水 戸 政 春	出席
	3	天 坂 左太雄	出席	13	小 野 公 志	出席
	4	菊 池 利 昌	出席	14	北 井 清 春	出席
	5	西 本 峯 雄	出席	15	森 孝 之	出席
	6	森 下 昭 夫	出席	16	石 田 吉 光	出席
	7	岡 田 政 則	出席	17	川 上 芳 浩	出席
	8	澤 田 邦 子	出席	18	上 川 洋 一	出席
	9	澤 田 博 人	出席	19	菱 沼 昇	出席
10	浦 口 義 之	出席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	石 井 広 之	出席	農地係	佐 藤 圭 介	出席
	農地係長	堤 秀 人	出席			
議 事 録 署名委員	7 番 岡 田 政 則 委員			11 番 高 橋 正 志 委員		
日 程	順 序 及 び 件 名					
第 1	議事録署名委員の指名について					
第 2	報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について					
第 3	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
第 4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について					
第 5	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について					
第 6	議案第3号 現況証明願について					
第 7	議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について					
第 8	議案第5号 農業者年金経営移譲年金及び特例付加年金受給権者の現況確認について					
第 9	議案第6号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について					
第 10	議案第7号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について					

(午後 1 時 30 分 開会)

◎開会宣言

- 議長 只今から平成30年第5回共和町農業委員会総会を開催致します。
出席委員は、全員出席の20名で、定足数に達しておりますので、総会
は成立してございます。
なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

- 議長 日程第1 本日の議事録署名委員の指名を行います。
共和町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、7番 岡田
委員、11番 高橋委員を指名致します。
では、早速議案に入ります。

◎日程第2 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

- 議長 日程第2 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人
の定期報告について、事務局より報告願います。
- 事務局 今月の報告は3件です。
(報告第1号を朗読)
報告者については全件、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行
役員要件、農作業従事要件の全ての要件を満たしていると認めますの
で、報告します。
- 議長 報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
以上で、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告につ
いての報告を終わります。

◎日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- 議長 次に、日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通
知について、事務局より報告願います。
- 事務局 今回の報告は1件です。
(報告第2号を朗読)
補足ですが、解約後は貸主自ら耕作を行う予定となっております。
- 議長 報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
以上で、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を終
わります。

◎日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議長 次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に
ついてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の申請は1件です。

(議案第1号、議案書を朗読)

補足ですが、譲受人は農地所有適格法人Aの構成員ですが、個人での農業経営を希望し、昨年10月に農地所有適格法人Aへの農地の使用貸借を一部解約しており、下限面積2町以上の経営地が現地点である状況です。申請内容については、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件の全ての要件を満たすため、許可相当と考えます。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の転用申請は1件です。

(議案第2号、議案書を朗読)

申請地は、発足市街の交差点から道道蕨岱国富停車場線を宮丘方面へ約300m進んだ右手にある、申請人の自宅の敷地に隣接しておりまして、道道からは100m程奥に位置しています。申請内容は、申請者の既存の倉庫が手狭になったため、隣接地に新たに農業用倉庫を建設するものです。当該地の農地区分は農用地区域内農地となりまして、農用地利用計画における用途は農地に指定されていることから、用途区分の変更が必要となります。そのため、現在並行して共和農業振興地域整備計画の一部変更手続きを進めており、農地から農業用施設用地に用途区分が変更となる見込みです。農用地区域内農地は原則として転用許可を行うことができませんが、農振計画の変更により、農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当することから、不許可の例外に該当し、許可可能になります。また、申請者の農業用施設及び経営地の隣接地という立地条件や、転用による周囲への影響もないと認められることから、当該地の選定はやむを得ないと考えます。現地確認は、今週の28日に長門委員、森下委員、西本委員の3名で実施しております。なお北海道農業会議への意見聴取につきましては、30アール以下の農地転用案件の一部が対象から除外されておりまして、農業用施設への転用も除外の対象となります。そのため、本案件については意見聴取を行いませんが、許可につきましては、農振地域整備計画変更後の7月中旬を予定しておりますので、お含みおきください。

- 議長 議案の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩致します。
(休憩 1:44~1:52)
- 議長 会議を再開致します
議案の説明が終わっておりますので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
申請のとおり、許可を与えることに異議はありませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第6 議案第3号 現況証明願について

- 議長 次に、日程第6 議案第3号 現況証明願についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

- 事務局 今回の願い出は3件です。
(議案第3号、議案書を朗読)

1番の申請地は、国道276号線沿いのA社付近から町道上梨野舞納線を北へ約700m進み、町道上梨野舞納中央線との交差点を右折した100m程先に位置しております。申請地の状況ですが、申請人の自宅裏手の庭になりまして、大部分に庭木が生えており、一部に取り壊された建物の基礎が残っているなど、古くから宅地化しています。現地調査の結果、非農地化してから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と考えます。現地調査は、今週の29日に、菊池委員、高橋委員、北井委員の3名で実施しております。なお、地目変更後は、申請人の自宅を新たに建てる予定と聞いております。2番の申請地は、北辰小学校付近から町道ヤチナイ線を北東へ約1.4km進み、町道発足中央線との交差点を左折した300m程先に位置しております。申請地の状況ですが、北側の発足●●●番▲▲には納屋が昭和54年から、南側の発足■●●番●●には住宅が昭和18年から建っておりまして、古くから宅地化しています。家屋はいずれも申請人の名義となっておりますが、20年程前からA氏が納屋として使用しているとのこと。また残る発足▲▲▲番■●につきましたは、雑木が生え原野化しております。現地調査の結果、非農地化してから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と考えます。現地調査は、今週の28日に、森下委員、長門委員、小野委員の3名で実施しております。なお、地目変更後は、A氏への贈与を予定していると聞いております。3番の申請地は、農協発足支所から道道蕨岱国富停車場線を約900m幌似方面へ進んだ先から町道水松沢線に入り、北東へ約1km進んだ先に位置しております。申請地の状況ですが、昭和28年から申請人の住宅がたっておりまして、他にも平成3年築のB社が使用する納屋が建っているなど、古くから宅地化しています。現地調査の結果、非農地化してから相当長

期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と考えます。現地調査は、今週の28日に、長門委員、森下委員、西本委員の3名で実施しております。なお、地目変更後は、申請人の自宅の建て替えを予定していると聞いております。

- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
（「質疑なし」の声）
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
願い出のとおり、証明を与えることに異議ありませんか。
（「異議なし」の声）
- 議長 異議なしと認めます。よって、証明を与えることに決定致します。

◎日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について

- 議長 次に、日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。
事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 今回は貸借が8件になります。
（議案第4号、議案書を朗読）
計画要請の内容は全件、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。
- 議長 利用権設定各筆明細の1番は浦口委員に関する件でございます。農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。
（浦口委員 退席）
- 議長 それでは、利用権設定各筆明細の1番についてのみ、ご質疑を受けます。
（「質疑なし」の声）
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
（「異議なし」の声）
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
浦口委員は着席願います。
（浦口委員 入室）
- 議長 浦口委員の案件については、原案のとおり可決致しました。
（浦口委員 着席）
- 議長 それでは、利用権設定各筆明細1番を除く全件について、ご質疑を受けます。
（「質疑なし」の声）
- 議長 これより、採決致します。
原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第8 議案第5号 農業者年金経営移譲年金及び特例付加年金受給権者の現況確認について

○議長 次に、日程第8 議案第5号 農業者年金経営移譲年金及び特例付加年金受給権者の現況確認についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 次の22ページから27ページまでは、経営移譲年金及び特例付加年金受給権者113名の名簿となっております。これから皆様には、受給権者が年金の支給停止事由に該当していないことを確認していただくこととなります。本日の確認を基に、6月29日までに受給権者から提出される現況届に確認済の会長印を押したうえで、農業者年金基金に送付することとなります。詳しくは担当から説明いたします。

○事務局 それでは、詳細について説明致します。農業者年金を受給されている方につきましては、毎年1回、引き続き年金を受給する資格があるかを確認するために、農業者年金基金から直接受給者に送付される、現況届という書類を農業者年金基金へ提出することとなっております。今年度の現況届につきましては、先週5月24日から順次、農業者年金基金から受給者に直接発送されております。受給者の方々につきましてはこの現況届を、農業委員会へ提出いただきまして、農業委員会から農業者年金基金へ提出することとなりますが、受給者の中で、経営移譲年金もしくは特例付加年金を受給している方につきましては、農業経営を再開していたり、貸付している農地が返還されて、その後適正な処分をしていない場合は年金が支給停止となりますので、こちらの支給停止事由に該当していないか農業委員会で確認をしていただく必要がございます。経営移譲年金と特例付加年金の受給者につきましては、22ページから27ページに地区毎に記載されております。現在の受給者の総数は113名となっております。昨年と比較致しますと、死亡や転出によって11名の減となっております。委員の皆様には、担当地区の受給者が農業経営を再開していないか、農地が適正に処分されているか以上2点について確認をお願い致します。説明は以上です。

○議長 議案の説明が終わりましたので、審査に入ります。

(審査開始 2:10)

(審査終了 2:15)

○議長 審査内容についてご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

それでは、以上の審査に基づき、支給停止事由に該当していないこととしてよろしいか採決致します。

審査に基づき決定することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、審査のとおり決定致します。

◎日程第9 議案第6号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

○議長

次に、日程第9 議案第6号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

この活動の点検・評価は、国の通知に基づき平成22年度から行っておりますが、28年度から制度改正に伴い、前年度の活動に対する点検・評価の結果を、毎年6月末迄にインターネットで公表することになっております。

それでは、主な内容について説明致します。大項目Ⅰの農業委員会の状況ですが、こちらは平成29年度末の状況となっております。1の農業の概要ですが、耕地面積は、耕面統計の面積を用いることとなっております。昨年の耕面統計の結果ということで、田が2,570ha、畑が2,550haの合計5,120haということで平成28年度から20haの減となっております。次に経営耕地面積は2015年のセンサスの数字ですので昨年から変更ございません。次に遊休農地面積ですが田が3ha、畑が3haの合計6haということで公表面積の5,77haに基づいております。農地台帳面積につきましては、田が3,029ha、畑が2,489haの合計5,518haとなっております。耕地面積との乖離がみられる状況であります。引き続き精査が必要と考えております。農家数及び農業者数につきましては、センサスの数字ですので昨年から変更ございません。次に経営数ですが、認定農業者は3月末時点で295経営ということで、内訳は個人が279件、共同申請が5件、法人が11件となっております。また基本構想水準到達者につきましては、基本構想のおおむね430万円の農業所得というものがございまして、こちらについては該当者0ということで把握しております。また、認定新規就農者は2名ということで昨年から変更ございません。2の農業委員会の現在の体制につきましては昨年から変更ございません。

続いて大項目Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化です。1の現状ですが、こちらは平成29年度当初の内容となっております。農地面積ですが、耕面統計の面積で昨年は5,140haでした。これまでの集積面積については、当初の時点で4,798haでしたので平成29年度当初の集積率は93.35%となっております。2の平成29年度の目標及び実績ですが、10ha増の4,808haという目標でした。それに対する実績が、4,806haということで、新たに平成29年度中に担い手へ集積された面積は8haという結果になりまして、達成状況は99.96%となっております。4の目標及び活動に対する評価ですが、既に多くの農地が担い手に集積されている現状から妥当な目標であり、関係機関と連携して利用調整に努めたことにより、効果的に担い手への農地集積が図られたとしております。

続いて大項目Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。1の現状及び課題について、実績として、26年度に1経営体が新規参入

いたしました。農地面積につきましては2.8haとなっております。27年度には1経営体が新規参入いたしました。農地面積につきましては2.1haとなっております。28年度は新規参入の実績がございませんでした。2の平成29年度の目標及び実績ですが、参入目標は最低限の1経営体、参入目標面積は下限面積の2haとなっております。実績としましては経営体数、面積共に0ということで達成状況は0%となっております。4の目標及び活動に対する評価ですが、目標については、共和町の新規就農は親元就農が中心であり、過去の実績からも妥当だったが、目標を達成することはできなかったとしております。活動については、引き続き共和町地域担い手育成センターを中心に、関係機関と連携して農外からの新規参入者の確保に向けて取り組む必要があるとしております。

続いて大項目IVの遊休農地に関する措置に関する評価です。1の現状ですが、平成29年度当初で農地面積は5,148.4haです。これは、耕面統計面積及び遊休農地面積の合計となっております。遊休農地面積は8.4haであり、面積の割合は0.16%というのが平成29年度当初の内容でした。2の平成29年度の目標及び実績ですが、解消目標が平成28年度的面積8.4ha全てとしております。目標に対する解消実績は2.7haとなっており、達成状況は32.14%となっております。こちらにつきましては、8.4ha全てに対し非農地判断を行いました、新たに5.7haが発生したため差し引きでこのようになっております。3の目標の達成に向けた活動としましては、7月に農地の利用状況調査を実施しております。また、農地の所有者及び相続人に対する利用意向調査を11月と1月に実施しております、調査筆数が16筆、面積が5.7haとなっております。4の目標及び活動に対する評価ですが、目標については、再生利用困難な農地に対して非農地通知を行ったが、新たな遊休農地が発生したため目標を達成できなかったとしております。活動については、今後も農地パトロール等を通じて、遊休農地発生防止に努めるとともに、より一層の遊休農地解消へ向けての指導を進める必要があるとしております。

大項目Vの違反転用への適正な対応につきましては、共和町では違反転用はないということで省略させていただきます。

続いて大項目VIの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。1の農地法第3条に基づく許可事務ですが、昨年1年間の処理件数は21件でした。内訳は売買が1件、贈与が11件、賃貸借が1件、使用貸借が8件となっております。処理の状況ですが、標準処理期間は申請書受理から30日となっております、行政手続法に基づきまして平成23年7月の総会で決定しております。昨年の許可21件の平均処理期間ですが、1件当たり17日となっております。2の農地転用に関する事務ですが、昨年1年間の処理件数は17件でした。内訳は4条転用が5件、5条転用が12件となっております。処理の状況ですが、標準処理期間は申請書受理から60日となっております、昨年の許可17件の平均処理期間は41日となっております。3の農地所有適

格法人からの報告への対応ですが、管内の農地所有適格法人数は12法人となっております。全ての法人から報告書の提出があったところではございますが、報告書の文書による督促を行った法人数は4法人となっております。この他にも町内で耕作を行っている町外の2法人から報告があったところがございます。4の情報提供ですが、平成29年の賃借料情報につきまして、農業委員会だより及び共和町ホームページへ掲載したことなどについて記載しております。

続いて大項目Ⅶの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容です。こちらにつきましては、法令事務に関しまして地域の農業者の方等からのご意見は無かった旨記載しております。

最後に大項目Ⅷの事務の実施状況の公表等です。1の総会等の議事録の公表につきましては、ホームページに掲載しておりますのでその旨記載しております。2の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出ですが、こちらについては、提出していないということで実績なしとなっております。3の活動計画の点検・評価の公表ですが、ホームページに公表しているということで適切に対応している旨記載しております。平成29年度の活動の点検・評価についての説明は以上です。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、決定して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

◎日程第10 議案第7号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

○議長 次に、日程第10 議案第7号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 この活動計画についても、活動の点検・評価と同様、28年度の制度改正に伴いまして、新年度の目標とその達成に向けた活動計画を作成し、毎年6月末迄にインターネットで公表することになっております。

それでは、主な内容について説明致します。大項目Ⅰの農業委員会の状況ですが、こちらは平成29年度の点検・評価の内容と重複しておりますので省略いたします。

続いて大項目Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化です。1の現状及び課題ですが、平成30年度当初の内容として、農地面積は耕面統計面積の5,120ha、これまでの集積面積は4,806haということで現在の集積率は93.87%となっております。課題としては農地の流動化が進んでおり、担い手の経営面積が限界に近い状況ということで優良農地を求める傾向が強くなってきており、今後離農等により出てくる農地の集積が課題であるとしております。2の平成30年度の目標及

び活動計画ですが、目標については共和町の地域農業マスタープランにおける集積目標面積と同面積ということで10haを1年間の目標としております。活動計画については、関係機関と連携し農地の効果的な利用集積に努めるとともに、12月には農業経営者に対して経営の意向についての調査を実施することとしております。この調査につきましては農地台帳に関する調査でございます。また、農業委員会だより等の配布により各種支援事業の紹介・周知を図るとしてしております。

続いて大項目Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。1の現状及び課題ですが、新規参入の状況につきましては先程と説明が重複しておりますので省略させていただきます。課題ですが、親元就農による新規就農者も近年減少しつつあり、新規参入者の確保が必要であるが、営農技術の習得や住居の確保、資金や農地についての支援など新規参入者の受入体制の整備が課題であるとしております。2の平成30年度の目標及び活動計画ですが、参入目標数は最低限の目標として1経営体、参入目標面積は共和町の下限面積の2ha、随時意欲ある新規参入希望者に対して農地の確保についての支援を行うこととしております。

続いて大項目Ⅳの遊休農地に関する措置です。1の現状及び課題について、平成30年度当初で農地面積5,125.7haであり、耕面統計面積及び遊休農地面積の合計となっております。遊休農地面積は5.7haとなっており、面積割合は0.11%となっております。課題ですが、農業者の高齢化及び後継者不足により、担い手の少ない地区や条件不利地について、受け手がいない状況が進みつつあり、耕作者の確保が課題であるとしております。2の平成30年度の目標及び活動計画については、目標遊休農地解消面積は、遊休農地全面積の5.7haとしております。目標については農地パトロール等を通じ、遊休農地の発生防止に努めるとともに、遊休農地解消へ向けての指導を行う。また再生利用困難な農地については非農地化を検討するとしております。活動計画としましては、7月に農地パトロールを実施するとしております。

続いて大項目Ⅴ違反転用への適切な対応です。2の平成30年度の活動計画ですが、引き続き農地パトロール及び農業委員による日常的な活動を実施するとともに、農業委員会だより等で農地転用許可について周知を図ることとしております。平成30年度の活動計画についての説明は以上です。

なお、本総会におきまして、活動の点検・評価と活動計画の決定をいただきまして、6月末迄に共和町ホームページ上で公表を行ったのち、点検・評価の内容について国へ報告することになります。

次に、毎年作成しております、共和町農業委員会独自の活動計画について説明致します。

(別冊 平成30年度共和町農業委員会活動計画をもとに主な内容を説明)

この活動計画を基に、かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくるかけ橋、という農業委員会系統組織の全国統一理念に沿った活動に努めたいと思います。

- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
（「質疑なし」の声）
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します
原案のとおり、決定して異議ありませんか。
（「異議なし」の声）
- 議長 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

◎閉会宣言

- 議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。
これにて、平成30年第5回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 3 8 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、

会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成30年 5 月 3 1 日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一村 印

議事録署名委員 7 番 岡 田 政 則 印

議事録署名委員 1 1 番 高 橋 正 志 印